

戦略的創造研究推進事業  
(社会技術研究開発)  
平成29年度研究開発実施報告書

「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」

研究開発領域

「親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による多

機関連携の推進」

田村正博

(京都産業大学社会安全・警察学研究所所長)

## 目次

1. 研究開発プロジェクト名 .....	2
2. 研究開発実施の具体的内容 .....	2
2 - 1. 研究開発目標 .....	2
2 - 2. 実施内容・結果 .....	2
2 - 3. 会議等の活動 .....	12
3. 研究開発成果の活用・展開に向けた状況 .....	13
4. 研究開発実施体制 .....	13
5. 研究開発実施者 .....	16
6. 研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など .....	17
6 - 1. シンポジウム等 .....	17
6 - 2. 社会に向けた情報発信状況、アウトリーチ活動など .....	18
6 - 3. 論文発表 .....	18
6 - 4. 口頭発表（国際学会発表及び主要な国内学会発表） .....	18
6 - 5. 新聞報道・投稿、受賞等 .....	18
6 - 6. 知財出願 .....	18

## 1. 研究開発プロジェクト

親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による多機関連携の推進

## 2. 研究開発実施の具体的内容

### 2 - 1. 研究開発目標

家庭や学校内の犯罪的事象に対して、警察がどのような場合に、どのような要素を考慮して、刑事事件としての介入を行うのかを解明する。関係機関の側が持つ、警察の介入に対する知識や問題点の認識、あるいは期待を、警察の介入判断基準と照らし合わせ、関係機関側が警察の介入の内容や意図を理解・予測できるツールを開発し、警察を含めた多機関連携が円滑に進むことを目指す。規範的検討を合わせて行い、市民が警察の介入の在り方に関して幅広く論議するための素材を提供する

### 2 - 2. 実施内容・結果

#### (1) 実施内容

##### 今年度の到達点①

**目標** 児童虐待事案に対する警察の刑事事件としての介入の解明と児童相談所及び警察の認識の共通化方策案のまとめ

##### 実施項目 (1) 警察の介入判断実態調査

県警察（警視庁、道府県警察を含めて「県警察」と記載する。以下同じ。）の担当部署責任者からの聞き取り調査を行った（今年度1県、累計7県）。社会学的調査として、警察大学校入校生対象アンケート調査を行った。

##### 実施項目 (2) 他機関（児童相談所）調査

児童相談所長を対象とするアンケート調査結果の分析を行った。

##### 実施項目 (5) 警察対象二次調査

都道府県警察の刑事的介入に関する責任者（元責任者を含む。）4人を招いて、児童相談所長の見解を含む調査結果と警察の刑事事件としての介入に関する研究仮説に対する意見を聞いた。同様の者5人を対象に、書面で意見を聞いた。

##### 実施項目 (7) 関係機関向き資料開発

警察の刑事的介入の基本的な判断構造を解明し、とりまとめた。

##### 実施項目 (9) 社会実装の方法の策定と実施

児童相談所関係者と警察関係者の双方を対象とするシンポジウムを開催し、警察の刑事的介入の判断構造を解明した結果を伝えた。

警察側の改善課題を解明し、方策案を上記シンポジウムで示した。

##### 今年度の到達点②

**目標** 配偶者暴力事案に関するより効果的な取組み方策の調査

##### 実施項目 (3) 配偶者暴力事案対応調査

優れた取組みを行っている県を対象に聞き取り調査を行った。

#### 実施項目（6）モデリング研究（仮想事例調査を含む。）

年度当初において計画していた警察保有の配偶者暴力相談等文書を対象とした分析は、文書の入手が困難であることから断念し、想定事例を基にして各機関が聞き取ったものを対象とする方針に変更し、そのための準備を行った。（実施項目名に「仮想事例調査を含む。」ことを追記する。）

#### 今年度の到達点③

目標 グッドプラクティスの収集とその条件及び規範的正当化の考え方等の解明

##### 実施項目（4）先進事例調査

2県における人事交流者を対象にインタビューを行った（前年度との累計で17人、内訳は警察から児童相談所に派遣6人、警察から教育委員会に派遣4人、教育委員会から警察に派遣2人、教育委員会から児童相談所に派遣5人。）。

児童虐待に関して、高松高検・地検、東京地検で行われている多機関連携の取組みに注目して、その実態を調査し、規範的な研究を行い、その一部を公表した。

#### 今年度の到達点④

目標 親密圏内事案への刑事的介入のあり方に関する適切な議論のための素材の提供（29年度目標には記載していないが、研究開発目的に記載している。）

##### 実施項目（7）規範的調査研究

親密圏内事案における刑事的介入の実態調査をふまえ、そのあり方に関する議論を整理し、適切な議論のための素材を提供するという観点から、実体的犯罪論・立法論、検察官の訴追裁量論、警察の介入のあり方、多機関連携における刑事的対応のあり方の4つに問題を整理し、研究を行った。このほか、警察行政法的観点から警察の統制に関する検討も行っている。

韓国、フランス及びニュージーランドについて、現地調査を行った。韓国は警察による親密圏内事案への取組み（組織及び関係法制運用）、フランスは親密圏内事案への取組み、特に配偶者暴力への訴追裁量、ニュージーランドは家族暴力に関する公的機関と民間団体の対応が主な調査事項となっている。

## （2）成果

#### 今年度の到達点①

目標 児童虐待事案に対する警察の刑事事件としての介入の解明と児童相談所及び警察の認識の共通化方策案のまとめ

##### 実施項目（1）、（5）及び（7）

警察の刑事事件としての介入（刑事訴訟法に基づく捜査権限の行使）における判断構造及び判断要素に関して、これまでの調査結果を基に分析したところ、個人法益を害する犯罪に係る判断枠組みとして、被害者の意思、証拠状況及び事件捜査価値の三つの側面があることが明らかとなった（プロジェクトで作成した仮説を上級捜査幹部に示し、賛意を得た。）。

## 警察捜査の判断枠組み

### 被害者の意思

被害者意思(被害届の提出)は捜査を開始する一般的な要因  
\* 被害届がなければ捜査を開始しないのが一般的  
\* 確定的な被害届出意思がない相談事案も多い  
= 警察側の対応(提出説得・促し・熟考奨励で異なる結果)  
(警察としての事件捜査価値判断がその背景)

### 証拠状況

証拠が十分にそろえることが検察官への送致の前提  
\* 逮捕事案では、十分な証拠収集の見通しがあることが前提  
\* 重篤な児童虐待事案では証拠収集の困難性が重大な問題

### 事件捜査価値

① 刑事事件としての当罰性  
② 警察目的達成上の必要性(個人の保護、公共安全秩序の維持)  
③ 捜査の制約要因  
警察の資源分配上の限界(A)と被害者の受ける不利益(B)

証拠状況については、警察が特定の者の犯行であったとするには極めて高度の立証が求められることを他機関側が分かっていることが、警察の捜査を理解しがたいとする要因の一つとなっている。一方、死亡事案や乳幼児被害事案では、密室である(一般的な捜査における指紋、DNA資料といったものが有効にならない)ことに加えて、被害者の供述が得られないため、証拠収集の困難性が重大な問題となっている。発覚後初期段階における証拠収集の必要性が極めて高いこともあって、警察の側では、関係機関の情報提供の遅さが問題として強く認識されている。

警察の事件捜査価値判断については、刑事事件としての当罰性、警察目的達成上の必要性と、捜査の制約要因という3つの軸で構成されている(プロジェクトで作成した仮説を上級捜査幹部に示し、一部修正の上で賛意を得た。)

## 事件捜査価値(警察の判断)

### ① 刑事事件としての当罰性

犯罪に対する刑事法運用・国家刑罰権行使(刑事責任追及)の判断  
罰条の重さ、結果の重大性(法益侵害)と行為の悪質性が基本  
伝統的にはこれが最も重要と認識されてきた(起訴・刑事罰に価値)

### ② 警察目的達成上の必要性

警察目的(個人の生命・身体・財産の保護、公共安全秩序の維持)の実現  
同一人の再被害(重大被害化)防止: 人身安全関連事犯では最優先  
他者に対する危害の防止、秩序の回復(学校、家庭等)、  
その他の警察目的達成

### ③ 捜査の制約要因

A 警察の資源上の限界(限られた捜査力の合理的な分配)  
\* 国民の関心が高く対応が強く望まれる事件は優先度が高い  
B 被害者の受ける不利益: i 捜査・公判過程における二次被害、ii  
社会的な関係性の中での不利益、iii 私生活上の不利益 等

刑事事件としての当罰性が刑事責任追及の必要性に対応するものであるのに対し、警察目的達成上の必要性については、行政機関としての警察の設置目的である個人の生命・身体・財産の保護と公共安全秩序の維持における必要性の高さを意味する。同一人の再被害防止、他者に対する危害の防止、秩序の回復、その他(地域の社会不安の解消、暴力団対策等)といったものが該当する。特に、人身安全関

連事犯では、同一人の再被害防止（被害の拡大防止）が最優先とされている。

捜査の制約要因には、警察の資源上の限界によるものと、被害者が受ける不利益への考慮が挙げられる。近年の人身安全関連事案への対応強化の重視は、資源の優先配分を意味し、資源上の限界による制約を弱める（一部の県警察では、人身安全関連事案に関して警察署の捜査を支援する態勢を構築し、夜間を含めて迅速な対応ができるようにしている。）。一方、被害者の受ける不利益に関しては、警察官の側にはこれを強調することに否定的な傾向もあるが、実態的にも、規範的にも無視できないものと位置づけられる（被害者に利益をもたらす面の説明や、過大な不利益予測を変えていくことは当然であるが、それに解消することはできない。警察大学校入校生調査では否定的ないし反発する発言が多く存在したが、県警察の担当部署調査では、判断要素に実質的に含まれていることが明らかになっている。）。この点がこれまで正面から明示的に論じられていないことが、判断のばらつきを招き、関係機関側の不信の要因ともなっている可能性がある。

児童虐待事案に対する刑事的介入に関しては、県警察の担当部署調査において、事件の悪質性（被害程度、行為の態様、凶器の有無）、行為者側の態度その他の状況（常習性、再発可能性）・危険性切迫性、被害者側の処罰意思、家庭の保護機能発揮の可能性・家庭環境が改善される見込み、事件化が被害者及び被害関係者に与える影響といったことが、考慮要素として挙げられている。検挙件数（捜査権限を行使して、被疑者を逮捕し、又は逮捕しないで書類を検察官に送致した件数）は、平成25年が514件であったのに対し、29年は1138件と倍増している。この間、傷害罪（致死を除く）は194件から458件、暴行罪は89件から347件に急増している。平成25年12月に、警察庁が、児童虐待事案を含む人身安全関連事案（人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案）に対して、「被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じ第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図る」という方針を示したことの結果といえる。

児童虐待事案のうち、重篤な結果の生じた事案については、これまでと同様に、刑事責任追及に向けた捜査（司法警察型捜査）が展開されている。これに対し、一般の暴行・傷害事件等においては、次の被害防止に向けた捜査の必要性が判断され、被害防止上で必要と判断とされれば、次の被害を防ぐ観点の捜査（個人保護型捜査）が展開されている。個人保護型捜査の場合、刑事訴追されるかどうかではなく、不起訴となっても、次の被害を防ぐことができればよいという認識が警察官に広くもたれている。このため、重篤な結果の生じた事案でも、次の被害を防ぐ必要がある事案の場合でも、原則として強制捜査（被疑者の逮捕）の対象となる。強制捜査の構成率が高いことは、一般の刑事事件と比べた特徴である。

上記調査結果については、警察の刑事的介入の理解の基礎（用語の意義、警察組織内の事務分配、犯罪捜査の一般的な特徴）、犯罪捜査に関する理念の変遷、個人保護型捜査における課題と合わせて、論文（田村正博「警察の刑事的介入の基本的な考え方と近時の変容」『社会安全・警察学第4号』）として公表している。

（注）『社会安全・警察学第4号』は、京都産業大学社会安全警察学研究所が本年3月に発行したもので、下記から全論文にアクセスすることが可能である。

[https://ksu.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_snippet&index\\_id=972&pn=1&count=20&order=7&lang=japanese&page\\_id=13&block\\_id=21](https://ksu.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_snippet&index_id=972&pn=1&count=20&order=7&lang=japanese&page_id=13&block_id=21)

## 実施項目（2）、（5）及び（9）

児童相談所長の警察に対して抱いている疑問点・意見として、警察の刑事的介入に関する判断基準やプロセス等が分からないとするものに加えて、捜査中の事件に関する情報提供の要望、逮捕・勾留中の保護者との連絡に関する要望、事件報道に関わる是正要望といったことが挙げられた。他方、上級捜査幹部調査の結果として、ほとんどの場合に事件捜査の所管となる刑事部門（捜査第一課）においては、自らが児童相談所等との連携に当たる部署ではないことから、捜査幹部側の意識として児童相談所との連携の必要性が認識されていない（児童相談所側の要望事項も知られていない）ことが明らかとなった。

また、前述のとおり、刑事責任の追及ではなく、個人保護のための捜査が展開されているのであれば、理念的にも、刑事司法型捜査とは異なり、本人にとっての全体最適の実現（逮捕広報による不利益の防止を含む。）、「子どもため」の他機関との共同対処の一環としての捜査の位置付け（関係機関との情報の共有が本来的なものとして求められる。）といった面から、警察の実務の再検討が行われる必要があるといえる。

このほか、これまでの警察等の調査の過程で、事情聴取とは異なる観点からの被害者のサポート（仲プロジェクトが推進している司法面接は、「話す意思のある子ども」を対象としており、様々な事情から話すことのできない被害者に対して、話すことができるようにするための励まし等がそれとは別に行われることが必要となる。）、泣き声通報の被通報者への配慮（子どもの泣き声を理由に「虐待のおそれがある」として警察に110番通報され、警察官によって虐待のおそれの有無の調査の対象となった者の多くは虐待を行っているわけではなく、疑われたことで強いショックを受ける。虐待の発見のためには、通報が奨励され、警察官の調査が必要となるが、被通報者の受けるショックも放置されていいとはいえない。）といった、関連する諸課題が存在することが明らかとなった。

上記を踏まえて、児童相談所側が警察捜査を理解できるようにするという観点と、警察側が児童相談所の要望や関連する諸課題を踏まえて実務の改善の検討を行うきっかけをつくるという観点から、児童相談所等の福祉系機関の職員と警察関係機関の職員（政策責任者を含む。）が一堂に会するシンポジウム「児童虐待事案への刑事的介入における多機関連携」を本年2月に開催し、田村から、「児童虐待事案における警察の刑事的介入の現状と課題」と題する基調報告を行った。関係機関の相互理解を図る観点から、その際に用いた資料を公表している。

[http://www.kyoto-su.ac.jp/news/s1gk4u0000008xt0-att/20180222\\_siryoun.pdf](http://www.kyoto-su.ac.jp/news/s1gk4u0000008xt0-att/20180222_siryoun.pdf)

（このうち、全体を示すスライド2枚は、以下のとおりである。）

## 総括1 「警察捜査」の理解

- 警察の捜査上の判断は、被害者の意思、証拠状況(高度の立証が必要＝特に重要)、捜査上の価値の三つの側面がある
- 捜査上の価値については、当罰性(刑事責任追及の必要性)、警察目的達成上の必要性、制約的要因(警察資源上の限界と被害者の不利益)の考慮が判断される
- 児童虐待では、重篤な結果が発生した場合の刑事責任を追及する捜査(司法警察型捜査)とそれ以外で再被害防止を図る個人保護型捜査とが展開されている

## 総括2 警察の課題

- 「個人保護型捜査」において従来の捜査に関する言説が維持可能か(すべきか)をきちんと考えるべき:①本人にとっての全体最適、②強制処分制限の維持、③「子どものため」の他機関との共同対処の一環として捜査位置付け、④公安委員会による統制
- 関連諸課題への目配り:①事情聴取とは異なる観点からの被害者サポート、②泣き声通報の被通報者への配慮、③警察組織内の児童虐待対応部署と事件捜査担当部署との連携強化

### 今年度の到達点②

目標 配偶者暴力事案に関するより効果的な取組み方策の調査

実施項目 (3) 配偶者暴力事案対応調査

厚生労働省及び警察庁の双方から優れた取組みと評価されている県(都、道、府を含む。以下同じ。)を選定し、1県について継続的に調査を行うことのできる関係を設定した。警察から女性相談所への出向者の調査等を継続中である。

実施項目 (6) モデリング研究(仮想事例調査を含む。)

仮想事例調査に関して、関係機関への協力依頼、仮想事例の作成、調査実施体制の整備(仮想被害者派遣元となる組織との協議)等を行った。

### 今年度の到達点③

目標 グッドプラクティスの収集とその条件及び規範的正当化の考え方等の解明

実施項目 (4) 先進事例調査

先進事例の一つとして、人事交流について調査した。全体として、警察と教育委員会との間で相互の連携が相当程度確保されているのに対し、警察と児童相談所との関係は近年になって人事交流を含めて相互理解の深化が見られる過程にあるといえる(児童相談所と学校との関係で、より深刻な課題が多いように思われる。)。警察から児童相談所への派遣者に関して得られた知見は、以下のとおりである。

警察から児童相談所に派遣された者の主な業務・役割は、i 児童相談所での会議に参加し、意思決定の際に警察官の考え方・判断や刑事手続の仕組みなどを説明し、警察の動きについて参考意見を述べること、ii 児童相談所のケース記録を確認して、危険性を見逃していないかチェックすること、iii 児童相談所と警察が同一事案に関わった際に、相互の情報の連絡や行動の調整に当たること、である(このほか、地域によっては、児童相談所職員に暴力を振るう可能性がある親への対応・同席や、家庭訪問といった業務が期待されているようであるが、副次的なものと思われる。)

i の会議参加については、派遣者の勤務形態によって実態が大きく異なる。派遣者が児童相談所に常時勤務しているのであれば、緊急あるいは重大な通告がある度に開かれる虐待受理会議に随時参加し、虐待対応に最初から意見を述べることができ、警察による事件化を視野に入れた児童相談所の対応を可能にする。これに対し、派遣者が併任で週に1回程度児童相談所に行くに過ぎない場合には、そのような関わりではなく、援助方針会議に参加し、虐待事案の終結の場面に関わるのにと

どまり、派遣者の意見が求められることは少なくなる（この会議には非行事案もかけられるので、役割がなくなるわけではない。）。

ii の危険性のチェックについては、派遣者に児童相談所の文書を閲覧する権限が十分に与えられていることが前提となるが、警察であれば事件化するような事案を相談や指導で済ませていた場合に、警察への通報を促すことがある。事件化以外の場面でも、親子心中の危険を認知した場合に速やかに立ち回り先の警察署に保護を依頼する、といった警察の行政的対応を求めることも可能になる。

iii の連絡調整については、派遣者が警察組織内での事案担当部署を熟知していると効果が高い。刑事部門出身で、虐待事案の捜査をする警察署の刑事課長と面識があり、さらに警部であれば対等の関係で折衝できるため、児童相談所の立場を警察に説明する役割を十分に果たすことができる。警察が捜査などのために必要とする情報を児童相談所から得るに当たっても、個人情報保護の観点から、ケース記録を捜査員に見せることはせず、派遣者がケース記録を見ながら必要な情報を選別して伝える、といった運用を行っている。

以上のような業務を通じて、派遣者は、日常的に双方からの質問を気軽に受ける立場にあり、それが組織間での相互理解を深化させている。取り分け、相手機関ができないこととその理由を説明することは、双方の無用の摩擦を軽減させている。

なお、警察と学校との間でも、警察から教育委員会への派遣者は、警察による事件化に当たっての情報収集と連絡調整に当たっているが、児童生徒による加害事案については、学校（管理職・生徒指導担当）と警察（署の少年係）との間で直接に連絡調整がされることが多く、派遣者が直接当たる場面は少ない（現場同士での意思疎通がうまくいかない場合の介入に限定されるようである。）。警察と児童相談所との間でも、児童相談所のケースワーカーと警察署の担当者との間で直接の意思疎通がスムーズに行われるようになると、連携がさらに深まるものと思われる。

（先進事例としての検察を中心とした多機関連携については、今年度の到達点④の「ii 検察官の訴追裁量について」に記載している。）

#### 今年度の到達点④

目標 親密圏内事案への刑事的介入のあり方に関する適切な議論のための素材の提供  
実施項目（7）規範的調査研究

##### i 実体的犯罪論・立法論

親や教師による暴行等がどのような場合に犯罪を構成する／しないと考えるかについて、日本の刑事法学においては十分な議論の蓄積がないことが確認された。諸外国の知見を参考とするため、ドイツのボン大学法学部のマーティン・ベーゼ教授を招聘し、ドイツの状況についての説明を受けた。その内容は、教師は学校法に基づき、両親は憲法上の監護権に基づき、それぞれ教育上の措置をする権限はあるが、いずれも懲戒権は持たず、それゆえ子どもに対する身体傷害罪を正当化しえないというものである。もっとも、監禁行為については正当化の余地が示された。以上について、邦訳のうえ公表した（マーティン・ベーゼ [中村邦義訳] 「両親や教師には、正当化事由としての懲戒権があるか」『社会安全警察学第4号』）。傷害が正当化できないことに関する議論は日本においても参考となる。ドイツにおいて

は単純暴行罪が規定されていないため、傷害に至らない暴行については直接参考とはできないが、監禁を正当化するか否かの判断過程は、日本においても暴行に対する正当化の判断の参考になる。

また、カナダでは、刑法43条「教師、親、又は親の立場にある者は、合理的な範囲を超えなければ、**correction**のための有形力の行使を正当化される」という具体的な規定が存在しており、「合理的な範囲」に関して判例法が存在していることが分かった。このほか、韓国における虐待に対する特別な犯罪類型の立法化とその運用実態についても調査を行った。

## ii 検察官の訴追裁量について

虐待事案を含め比較的軽微な暴行・傷害等に対しては、単に不起訴処分とするか、起訴するとしても略式として罰金刑を求刑するというのが従来一般的な刑事処分とされてきた。しかし、虐待事案の解決にとつてはいずれの処分も適切でないとの批判があり、近時、虐待の再発防止を強く意識した訴追裁量の行使における新たな工夫が試みられていることが分かった。そこで、特に、高松高検・地検、東京地検で行われている多機関連携の取組みに注目して、その実態を調査し、検討を行った。その成果の一部は、論文（増井敦「検察による児童虐待事案解決のための多機関連携の促進」『社会安全・警察学第4号』）として公表した。ここでは、修復的司法の知見を参考に、虐待事案の解決という観点から、訴追裁量の行使の場面においても多機関の専門的知見を結集することが有意義であること、加害親への働きかけが重要でありそのための多機関連携において検察が積極的な役割を果たすべきことを主張した。また、その際に留意すべき諸点（条件付起訴猶予の強制性についての慎重な検討の必要性等）についても指摘した。

## iii 警察の介入のあり方について

本プロジェクトの調査・研究により、近時、従来の司法警察型捜査とは異なる個人保護型捜査が展開されていることが明らかとなった。そこで、個人保護型捜査の実態を対象にそのあり方に対する検討を行った。特に、虐待事案において警察が加害者の身柄拘束に積極化している点について、短期的なメリットは分かりやすいが、それが長期的な視点も含め真に虐待事案の解決に資する方法となっているかを総合的に吟味する必要があること、従来「事件とするに値しないもの」とされてきたケースにおいて予防目的を強調して身柄拘束することには慎重であるべきこと、それでも安全確保のための早期介入が必要なケースにおいては刑事処分のための手続の一環である逮捕をいわば流用しなくても必要な措置が行えるよう、行政的な加害者の退去・接近禁止措置の導入も検討すべきことを提示した（本年2月開催の前記シンポジウムのパネルディスカッションにおける増井敦の発言）。

## iv 多機関連携における刑事的介入のあり方について

虐待事案の解決・予防の観点から、多様な対応手段の中で刑事的介入はどのような役割を果たすべきかについても検討を行った。その成果の一部は研究ノートとして公表した（稲谷龍彦「公共政策としての刑事司法」『社会安全・警察学』第4号）。ここでは、刑事的介入の有効性と限界を緻密に分析したうえで、社会全体の

便益をどのように最大化するかという公共政策的な議論が重要となる。刑事的介入の限界をふまえた近時の検察・警察の虐待問題への柔軟な対応は、この分析から積極的に評価し得る一方、それを合理的なものとするためには、緻密なデータ収集・分析と民主的な統制システムが必要であることを指摘した。

また、より具体的に多機関連携における刑事部門のあり方に関する課題として、近時被害者の負担を軽減するため積極的に進められている児童相談所・検察・警察の三者による協同面接（代表者による聴取）において録音・録画された媒体の共有・保管・刑事裁判における活用のあり方が問題となっていることが明らかとなった。被害者の負担軽減をどこまで進められるか刑事手続のあり方についても再考の余地があり、この点は今後さらに検討を進める。

多機関連携においては、各機関の指導原理間の衝突が避けられず、それが問題解決を妨げる要因となりうる。このような原理間衝突による葛藤問題が現場に委ねられると、対応の安定性を損なうと同時に現場の負荷を高めることともなる。問題解決を目的として原理間の序列を整理し、対応の指針・基本的な考え方として示すことは、それらを回避する方法の一つと考えられる。

そこで、児童虐待事案解決のための刑事部門を含めた多機関連携における基本的な考え方として、試論的に以下を示した（本年2月開催の前記シンポジウムのパネルディスカッションにおける増井敦の発言）。

- ・子どもの最善の利益・福祉を第一に考えるべき。
- ・問題解決のための負担・責任は加害者が負うべき。
- ・加害者の権利保障は弱めてはならない。
- ・多機関連携は包括的な問題解決に不可欠である。

上記のほか、行政法的な観点から、警察の捜査の統制を検討した。警察の捜査が刑事罰を得ることを目指して行われる場合には、起訴権限をもつ検察官による事実上のチェック機能が働く。しかし、被害防止のために行われる個人保護型捜査では、起訴されるかどうか重視されず、検察官の事実上のチェック機能は働かないことになる。前記の田村論文で公安委員会による統制の必要性を明らかにするとともに、シンポジウムでも田村の基調報告の中で課題として示した。

### （3）当該年度の成果の総括・次年度に向けた課題

警察の刑事的介入に関する基本的な判断構造を解明し、児童虐待事案における特徴（考慮事項等）と合わせて言語化することができた。これにより、児童相談所関係者に分かりやすい資料の作成が可能な段階に入ったと考えている。なお、当初計画していた警察の介入予測を可能とするプログラムの開発は、データ収集が困難であることから、早期の時点で断念している（判断構造の上からも、証拠状況が個別事件ごとに異なることから、有益なものが策定できる目途は立たない。）。

調査の過程で、児童相談所と警察との連携を進める上での新たな課題として、警察の内部の連携、すなわち傷害罪等での刑事的介入を担当する刑事部門と児童虐待対応全般（児童相談所との連携構築を含む。）を担当する生活安全部門との連携の必要性が明らかとなった。

\* 学校内事案の場合には、学校との連携を担当する生活安全部門（警察署の少年

係)が事件の捜査(又は触法事案の調査)も行っているのに対し、児童虐待の場合には、児童福祉法違反等の特別法違反に当たる場合を除けば、事件の捜査を行うのは、児童相談所等との連携を担当しない刑事部門になる。なお、韓国では、児童虐待事案や配偶者暴力事案等については、捜査と保護・関係機関等との連携を同じ部署(青少年女性課)が担当する組織改正がなされている。

本プロジェクトは、警察の刑事的介入を他機関が理解する(他機関側の誤解の解消を含む。)ことを通じて連携を進めることを基本的な目標としていたが、これに加えて、他機関の視点や要望等を踏まえつつ、警察が改善をすべき課題(上記の警察内の刑事部門と生活安全部門との連携上の課題を含む。)を警察に向けて提示することも必要なことであると認識し、取り組んでいくこととした。

調査研究を進める上において、個人情報保護に関する国の行政機関と地方自治体の機関との考え方の違いを痛感した。主管省庁の了承が得られれば、調査の協力が得られることが通常であるが、個人情報保護に関しては、実際に文書を保有している自治体における判断が最終のものであることから、要望した文書を得ることができず、調査することができない結果となった。主管省庁の見解を頼みにすることなく、早期に別の研究の構想を検討することも場合によっては必要となる、という教訓が得られた。

#### (4) スケジュール

実施項目	平成27年度 (H27.11～ H28.3)	平成28年度 (H28.4～ H29.3)	平成29年度 (H29.4～ H30.3)	平成30年度 (H30.4～ H30.11)
警察対象予備的調査	←————→			
児童相談所・学校深掘り調査 <打切り>		←————→		
警察介入判断実態調査		←————→	————→	-----→
警察対象二次調査			←————→	
関係機関向け資料開発		←————→	————→	————→
先進事例調査		←————→	————→	————→
他機関調査	←————→	↓	————→	-----→
配偶者暴力事案対応調査 (28年度項目追加)		↓	←————→	————→
モデリング研究(仮想事例調査を含む。)		←————→	————→	-----→
警察及び検察の刑事法運用に対する規範的調査・	←————→			————→

研究（*検察を含むものに名称変更）				
社会実装の方法の策定と実施			←	→

- \*警察介入判断実態調査については、社会学的調査の分析が30年度に継続する。
- \*他機関調査については、児童相談所調査結果の分析とりまとめが30年度に継続する。
- \*モデリング研究については、30年度に仮想事例調査を行ってその結果を研究することとし、29年度に一部その準備を行った。項目名に「（仮想事例調査を含む。）」を追記している。

### 2 - 3. 会議等の活動

年月日	名称	場所	概要
平成29年4月25日	第21回研究会	京都産業大学4号館会議室	各人のこれまでの調査研究状況の報告と本年度の取組み課題についての協議を行った。
平成29年5月23日	第22回研究会	京都産業大学4号館会議室	DV事案についての関係諸機関・団体の対応の仕組みと民間支援団体の活動の現状についての報告を基に、認識の共通化を図った。
平成29年6月4日	第23回研究会	むすびわざ館 社会安全・警察学研究所	DV事案をめぐる警察と関係機関との関係についての今後の調査方針について、検討を行った。
平成29年12月6日	コアメンバーによる検討会	京都産業大学第2研究室棟 会議室	プロジェクトの今後の進め方についての協議を行った。
平成30年1月11日	プロジェクト戦略会議	京都産業大学第2研究室棟 会議室	プロジェクトの進捗状況、成果の見込み及び終了後のビジョンについて説明し、領域側と討議した。
平成30年1月25日	第27回研究会	京都産業大学第2研究室棟 会議室	戦略会議での討議等を踏まえ、年度内及び次年度の研究開発計画について、協議を行った。
平成30年3月14日	第28回研究会	むすびわざ館4階会議室	これまで行った各種調査・企画について報告して認識の共通化を図るとともに、次年度の研究開発計画について協議、確認した。

### 3. 研究開発成果の活用・展開に向けた状況

本年2月に開催したシンポジウム「児童虐待事案への刑事的介入における多機関連携」の成果を中心に記述する。

#### (1) 児童虐待事案における警察の刑事的介入の考え方等の児童相談所に向けた発信

シンポジウムで、出席した児童相談所関係者（35所45人）らに、これまでの研究成果を田村の基調報告で伝えた。出席者から、「警察のお立場からの話を聞く機会がないため、非常に有意義でした」、「基調報告をきいて、警察の捜査の基本的な考え方がよく理解できた」、「警察側の判断基準等についての話を伺って、これまで関わっていたケースの対応において、疑問に感じていた点が少し理解できました」、「捜査観の変遷がよく分かりました！本日のご講演の内容は、福祉の現場からも理解できるものでした。」、「児童相談部署と警察との考え方の違い、違和感や誤解が双方の期待感のズレなどから生じているという話や捜査のあり方の変遷については大変興味深く感じた」といった感想が寄せられており、成果の発信の有効性が示された。

もともと、「田村先生の報告はもう少しゆっくりききたかったと思いました。連携を図る上で児相が警察の業務をよく理解する事は、大変重要なことだと思っています。」、「時間が短すぎて、もっとじっくりおうかがいしたかったです。」、「耳慣れない単語が多く、聞きずらかった」といった感想もあり、児童相談所の職員向けに分かりやすい資料の作成や、伝達の仕方の工夫も引き続き必要だと思われた。

#### (2) 警察に対して児童相談所への説明の必要性と説明可能な内容の伝達

シンポジウムの基調報告は、警察職員の側には、警察が児童相談所に対して、理解を得るために説明をする必要があることを認識してもらうようにし、合わせて児童相談所に説明可能な知識（警察の捜査について対外的に説明できる知識）を伝えるものである。「改めて自己の業務である警察捜査について、特徴やあり方、判断の枠組み・課題を整理することができました。」、「関係機関に対して、警察捜査の理解、児童虐待事案捜査の困難性等について説明し、協力を得る必要を実感しました。」といった感想があった。

もともと、警察関係者の中でこのような感想はごく一部にとどまった。警察組織にこのような認識を広め、特にインターフェース役となり得る立場にある者に、この内容を伝えていく必要があると思われた。警察から児童相談所に派遣されている者から、「警察の捜査の流れ、考え方、対応など私なりの言葉で伝えてきましたが、田村先生の御講義で私がイメージした部分を、理論としていただいたので、具体的にこれを伝えていきたいと思います。」という感想が寄せられたのは、警察捜査の考え方等を言語化したものを伝えていくことのニーズがあることを示したものと見える。

#### (3) 警察における要改善事項についての政策当局者への発信

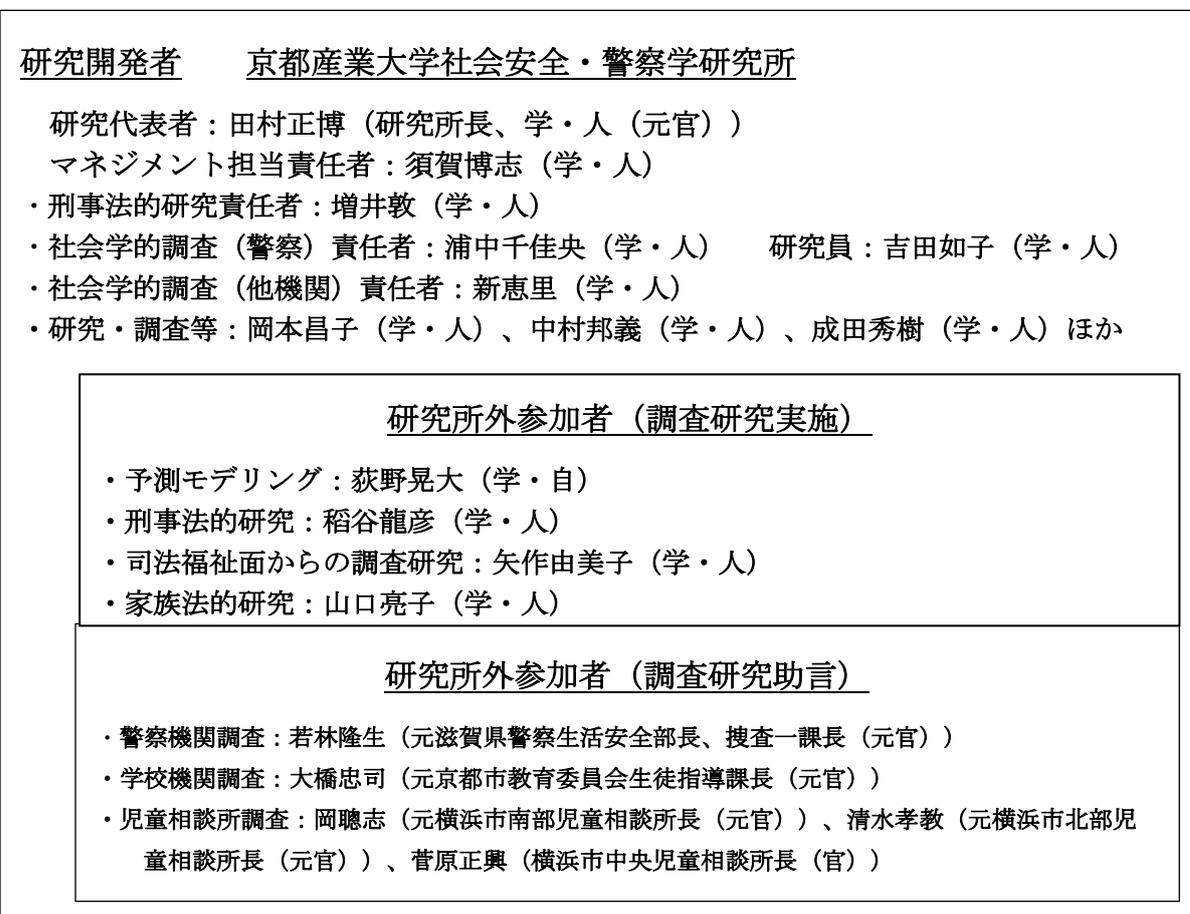
シンポジウムでは、児童虐待事案捜査の課題として、本人にとっての全体最適をめざすべき、「事件とするに値しないもの」への強制処分制限の維持、「子どものため」の他機関との共同対処の一環としての捜査の位置づけ（情報の共有）、公安委員

会による統制の必要について、警察政策当局者に伝えるとともに、調査によって浮上した関連課題として、事情聴取とは異なる観点からの被害者に対するサポート、泣き声110番通報を受けた警察官の行動による被通報者のダメージの緩和、警察組織内の連携の必要性を取り上げた。パネルディスカッションでは、警察庁の少年課長も参加した上で、少年補導職員による被害児童の供述に向けた支援（勇気付け）、泣き声通報の被通報者のショックの緩和、事案処理結果の児童相談所への情報提供といったことについて討議した。項目によって違いはあるが、そのうちのいくつかについての必要性の認識は一定程度得られたと考えており、今後さらに働きかけ等を行っていきたい。

#### （４）福祉行政政策当局者への発信

シンポジウムでは、福祉行政の政策当局者を含む多数の福祉行政関係者の参加を得て、研究成果を示した。今後、児童相談所関係者への発信をする上での協力を得るきっかけとなったと考えている。また、合わせて、当研究所の存在と研究とを広く福祉行政関係者に示すことにより、重篤な事案の検証における警察専門家として位置付けが得られることを目指していきたい。

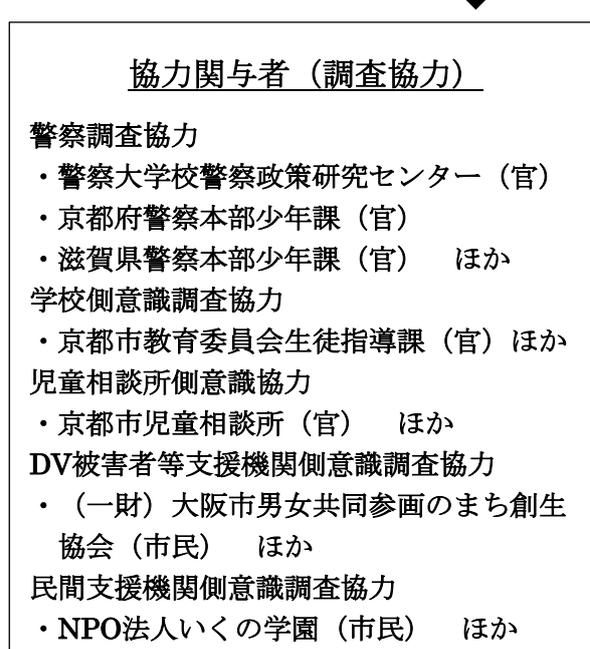
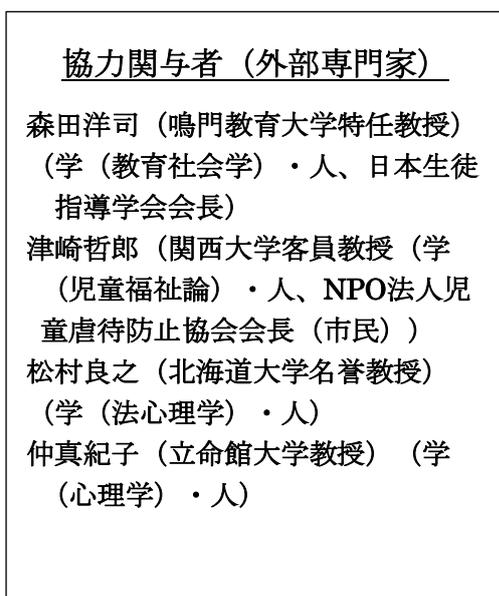
#### 4. 研究開発実施体制



↑ 学問的助言

↑ 調査協力

↑ ↓ (情報交換)



## 5. 研究開発実施者

氏名	フリガナ	所属	役職 (身分)
田村 正博	タムラマサヒロ	京都産業大学社会安全・警察学 研究所 (法学部)	所長 (教授)
吉田 如子	ヨシダナオコ	同研究所	研究員
増井 敦	マスイ アツシ	京都産業大学社会安全・警察学 研究所 (法学部)	所員 (准教 授)
浦中千佳央	ウラナカ チカオ	同研究所 (同)	所員 (准教 授)
新 恵里	アタラシ エリ	同研究所 (同)	所員 (准教 授)
須賀 博志	スガ ヒロシ	同研究所 (同)	所員 (教授)
岡本 昌子	オカモト アキコ	同研究所 (同)	所員 (教授)
成田 秀樹	ナリタ ヒデキ	同研究所 (同)	所員 (教授)
中村 邦義	ナカムラ クニヨ シ	同研究所 (同)	所員 (准教 授)
久保 秀雄	クボ ヒデオ	同研究所 (同)	所員 (准教 授)
山口 亮子	ヤマグチ リョウ コ	同研究所 (関西学院大学)	客員研究員 (教授)
平阪 美穂	ヒラサカ ミホ	同研究所 (平安女学院大学子ど も教育学部)	客員研究員 (助教)
荻野 晃大	オギノ アキヒロ	京都産業大学コンピューター理工 学部	准教授
稲谷 龍彦	イナタニ タツヒ コ	京都大学大学院法学研究科	准教授
矢作 由美子	ヤハギ ユミコ	文教大学教育研究所	客員研究員
若林 隆生	ワカバヤシ タカ オ	無 (元滋賀県警察本部)	(元生活安全 部長)
大橋 忠司	オオハシ タダシ	同志社大学免許資格課程センタ ー (元京都市教育委員会)	教授 (元生徒 指導課長)
清水 孝教	シミズ タカノリ	横浜市社会福祉協議会障害者支 援センター (元横浜市北部児童 相談所)	監査担当課長 (元所長)
岡 聰志	オカ サトシ	金沢ふたば保育園 (元横浜市南 部児童相談所)	園長 (元所 長)
菅原 正興	スガワラ マサオ キ	横浜市中央児童相談所	所長

## 6. 研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など

### 6-1. シンポジウム等

年月日	名称	場所	参加人数	概要
平成29年8月5日	第24回研究会	むすびわざ館4階会議室	17名（うち外部実務家6名）	瀬田川聡氏（横浜市教員）ほか1名による「学校と警察との連携」についての報告を基に、警察関係者及び教育関係者らとともに、討議を行った。
平成29年9月14日	第25回研究会	むすびわざ館4階会議室	15名（うち外部実務家5名）	川崎二三彦氏（子どもの虹情報センター所長）による「DVと児童虐待—警察及び児童相談所の対応」についての報告を基に、警察関係者、児童相談所関係者及び教育関係者らとともに、討議を行った。
平成29年9月28日	第26回研究会	むすびわざ館4階会議室	20名（うち外部実務家5名）	相澤仁氏（大分大学教授、元武蔵野学院院長）による「児童自立支援組織と警察との連携等」についての報告を基に、警察関係者、児童相談所関係者らとともに、討議を行った。
平成30年2月22日	シンポジウム「児童虐待事案への刑事的介入における多機関連携」（警察大学校警察政策研究センターと共催）	グラントアーク半蔵門3階「華」	約350名（警察関係者、福祉行政関係者、法務検察関係者、メディア関係者、NPO関係者、研究者ら）	田村から「児童虐待事案における警察の刑事的介入の現状と課題（個人保護型捜査における関係機関との連携を中心に）」と題する基調報告を行い、当PJの岡から「児童相談所との警察の連携～児童相談所調査を踏まえて」、仲真紀子氏（仲PJリーダー）から「子どもの司法面接・協同面接の現状と課題」、酒井邦彦氏（元検事長）から「児童虐待事案への検察の対応～他機関との連携を中心に」と題する報告を行った。北村博文警察政策研究センター所長のコーディネートで、滝澤依子警察庁少年課長と当PJの増井も参加して、パネルディスカッションを行った。警察と福祉行政の関係者が同じ場で知識を共有すること自体が、相互理解の増進につながるものであり、極めて有効なものとなった。

## 6-2. 社会に向けた情報発信状況、アウトリーチ活動など

なし

## 6-3. 論文発表

### (1) 査読付き ( \_\_\_\_\_ 件)

なし

### (2) 査読なし ( 7 件)

- ・田村正博「警察の刑事的介入の基本的な考え方と近時の変容」『社会安全・警察学』第4号（京都産業大学社会安全・警察学研究所発行、2018年3月）
- ・増井敦「検察による児童虐待事案解決のための多機関連携」『社会安全・警察学』第4号
- ・マーティン・ベーゼ（中村邦義訳）「両親や教師には正当化事由としての懲戒権があるのか？」『社会安全・警察学』第4号
- ・浦中千佳央「職業文化から見た警察介入の在り方に関する一考察」『社会安全・警察学』第4号
- ・吉田如子「DV、児童虐待など親密圏における刑事事案に関する警察官の行動と意識」『社会安全・警察学』第4号
- ・稲谷龍彦「試論・公共政策としての刑事司法」『社会安全・警察学』第4号
- ・資料（横山真紀翻訳）「児童虐待捜査に関する警察の実務・政策の調査—ニュージーランド独立警察官司委員会による報告書 I」『社会安全・警察学』第4号

## 6-4. 口頭発表（国際学会発表及び主要な国内学会発表）

なし

## 6-5. 新聞報道・投稿、受賞等

### (1) 新聞報道・投稿 ( 1 件)

- ・平成30年2月23日付の京都新聞で、「児相と警察の連携探る 児童虐待防止でシンポ 東京」と題して、プロジェクト主催の前記シンポジウムが報じられた。

### (2) 受賞

なし

### (3) その他

なし

## 6-6. 知財出願

なし